

○熊本高等専門学校研究紀要発行規則

平成22年9月24日制定
平成23年3月23日一部改正

(目的)

第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）の教育・研究活動の活性化を図るとともに、その活動状況を内外に周知させるため、熊本高等専門学校研究紀要（以下「研究紀要」という。）を発行する。

(名称)

第2条 研究紀要の名称は、「熊本高等専門学校 研究紀要」とする。

2 英語名は、「RESEARCH REPORTS OF KUMAMOTO NATIONAL COLLEGE OF TECHNOLOGY」とする。

(掲載内容)

第3条 研究紀要の掲載内容は、本校で行われた研究成果の報告及び研究紀要以外に発表した論文の抄録等（以下「論文・抄録等」という。）とし、詳細については別に定める。

(投稿者)

第4条 研究紀要の投稿者は、次の者とする。

(1) 本校の教職員（非常勤教職員を含む。）

(2) 本校の学生又は卒業生（本校在籍中に取り組んだ研究内容について執筆した場合。）

(原稿募集・編集等)

第5条 論文・抄録等の原稿募集及び編集等については、熊本キャンパス及び八代キャンパスの総務委員会が行う。

2 編集等についての詳細は別に定める。

(校閲)

第6条 受理した論文・抄録等については校閲を行い、その結果に従って掲載の可否を決定する。

2 校閲等についての詳細は別に定める。

(発行)

第7条 研究紀要は、原則として年に1回発行する。

(著作権)

第8条 研究紀要に掲載された論文・抄録等の著作権は著者に帰属する。ただし、このうち、複製権および公衆送信権については本校に帰属するものとする。

2 特別な事情により、前項の規定により難しい場合は、著者と協議のうえ措置する。

(配付)

第9条 研究紀要の配付先は次のとおりとする。

(1) 本校と研究紀要等を交換する国内、国外の教育・研究機関及び図書館等

(2) その他校長が必要と認めたもの

2 著者及び共著者には、必要に応じ、所定の部数の研究紀要の別刷を配付する。

(事務)

第10条 研究紀要に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究紀要の発行に必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成22年9月24日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○熊本高等専門学校研究紀要編集要項

平成22年9月28日制定
平成25年10月10日一部改正

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）の熊本キャンパス及び八代キャンパスの総務委員会（以下「委員会」という。）が行う研究紀要（以下「研究紀要」という。）の編集等に関しては、熊本高等専門学校研究紀要発行規則に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(掲載内容)

第2条 研究紀要の掲載内容の区分は、論文等、抄録1、抄録2及び資料（以下「論文・抄録等」という。）とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 論文等：和文論文、和文速報、英文論文、英文速報、調査報告
- (2) 抄録1：著書、学位論文、学会論文誌等掲載論文、国際学会発表論文等
- (3) 抄録2：国内学会・研究会・シンポジウム等における口頭発表等
- (4) 資料：特許・実用新案、科学研究費採択課題一覧、表彰等

2 教職員が研究紀要発行の1年間以内に学外で発表した論文及び口頭発表等は、原則として全て、抄録1及び抄録2に掲載するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めた場合は、当該記事等を掲載することができる。

(書式)

第3条 掲載する論文・抄録等の書式は、次によるものとする。

- (1) 論文等には、論文等の種類、題目、執筆者名、英文題目、英文執筆者名、英文概要、キーワード、本文、註、参考文献等を記載し、初ページの脚注に執筆者の所属等を明記する。
- (2) 論文等のページ数は、1件につき、論文は6ページ以上8ページ以内、速報および調査報告は4ページ以内とする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この規定のページ数を超過することができる。
- (3) 前2号のほか、論文等の書式の詳細については、別に定める「書式テンプレート（執筆・投稿の手引き）」等に従うものとする。

2 抄録1及び抄録2は、著書名又は発表題目、執筆者名、発表年月、発行所又は掲載雑誌名、巻号、掲載ページ及び概要を記載し、指定の表形式で提出する。

(原稿募集・投稿期限)

第4条 論文・抄録等の原稿募集は、毎年、委員会が行う。

2 論文・抄録等の投稿期限は、9月25日とする。ただし、その日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、翌月曜日とする。

3 委員会が必要と認めた場合は、一人で投稿できる論文等の数を制限することができる。

(校閲)

第5条 受理した論文等の校閲については、別に定める。

(編集)

第6条 論文・抄録等の掲載順は、和文論文、英文論文、和文速報、英文速報、調査報告、抄録1、抄録2、資料の順とする。

2 論文等の分野等の掲載順は、科学研究費補助金の系・分野・分科・細目表の分類に基づき、総合領域（情報学を除く。）、人文社会科学、数物系科学、化学、生物学、工学の順とする。

3 前項の工学分野の掲載順は、応用物理学・工学基礎、機械工学、電気電子工学、土木工学、建築学、材料工学、プロセス工学、総合工学、情報学の順とする。

(発行)

第7条 研究紀要は、A4版体裁の冊子で発行する。また、本校ホームページに掲載する。

2 必要に応じて別刷を発行する。発行部数は、原則として、本校の執筆者2人までは1人につき20部、3人以上及び本校以外の共同執筆者1人につき10部とする。

附 則

この規則は、平成22年9月28日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月10日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

○熊本高等専門学校研究紀要校閲要項

平成22年9月28日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本高等専門学校研究紀要編集要項第5条の規定に基づき、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）が発行する研究紀要（以下「研究紀要」という。）の校閲等に関し必要な事項を定める。

(校閲者の決定)

第2条 校閲者は、1件につき1名とし、本校の教員をもって充てる。

2 前項の校閲者は、熊本キャンパスまたは八代キャンパスの総務委員会（以下「委員会」という。）が選任し、依頼する。

3 執筆者には、校閲者の氏名を明かさないものとする。

(校閲要領等)

第3条 校閲は、和文論文、和文速報、英文論文、英文速報及び調査報告（以下「論文等」という。）の内容、構成、用語等について、以下の点を中心に行う。

(1) 論旨が不明確、説明が不十分など、改善が必要な箇所の指摘

(2) 誤字・脱字等の指摘

(3) 掲載の可否に関する意見：査読者の知見の範囲内で、次の事項に関すると思われる場合に指摘する。

ア 独自性・新規性について疑義があるもの

イ 結果等の信頼性について疑義があるもの

ウ 国立高等専門学校教職員就業規則に抵触する疑いのあるもの

2 校閲は、次に掲げる手順で2回行う。

(1) 1回目は、執筆者から最初に投稿された論文等の原稿について行う。

(2) 2回目は、1回目の校閲により修正された論文等について行う。

3 校閲した原稿は、委員会に返却する。

(校閲箇所の修正)

第4条 執筆者は、校閲で指摘された点について修正した論文等を、それぞれ所定の期日までに委員会に提出しなければならない。

(校閲者の責務)

第5条 紀要への掲載に疑義がある場合は、校閲者はその理由を付し、委員会に届けなければならない。

第6条 校閲者は、研究紀要への掲載可否の審議にあたって、委員会から出席を要請された場合は、これに応じなければならない。

(掲載可否の決定)

第7条 論文等の掲載可否の審議及び決定は、委員会で行う。

2 委員会が必要と認める場合は、校閲者を出席させ、意見を聴くことができる。

3 委員会で掲載否と決定した場合は、その理由を付し、原稿を執筆者に返却するものとする。

(異議申立て)

第8条 執筆者が掲載否の理由が不当であると判断した場合は、異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、申立ての理由を明記した文書に当該論文等を添付し、委員会に提出するものとする。

3 異議申立ての期間は、原稿が返却された日から30日以内とする。

(異議の取扱い)

第9条 異議申立てに対し、委員会が必要と認めた場合は、再校閲を行うものとする。

2 異議申立てについての審議及び再校閲の結果は、執筆者に通知する。

3 掲載可と決定した論文等は、本号又は次号の研究紀要に掲載する。

附 則

この規則は、平成22年9月28日から施行し、平成21年10月1日から適用する。